

秋の特設行政相談所開設

10月15日から21日は行政相談週間です。行政相談にあわせて特設行政相談所を開設します。行政についてわからないこと、困っていること、ご意見などありませんか？皆さんのお声をぜひお聞かせください。

- 日時 10月17日(水) 午前10時から午後3時
場所 中央公民館 第2研修室
相談内容 道路、登記事務、修繕窓口サービスなどに関する相談、配偶者暴力、職場でのセクハラ、男女差別など
相談員 市行政相談委員



鈴木悦雄 さん 白岩字根岸463-2 44-2026
井上 進さん 本宮字馬場12 33-2505

◆問い合わせ先
秘書広報課 広報広聴係
☎33-1111 (内線223)

救命のリレー 命を救う第1走者は あなたです



救命のリレー第一走者の役割は…
! 応急手当と救命処置を行うと同時に「119番」通報
! 救急車が到着するまでの間、救命処置を続け救急隊に引き継ぐ

あなたの通報から、病院での高度な救命医療を受けるまでが「救命のリレー」です。リレーのスタートとなるあなたが救命処置を学び、正しい知識と技術をもって行うことが大切な人の命を救うことにつながります。

◆問い合わせ先 北消防署 ☎24-1573 南消防署 ☎33-2875

洗濯機をご愛用の皆さまへ

指を大けがする事故に 気をつけてください!!

洗濯・脱水槽が確実に停止してから洗濯物を取り出してください。洗濯・脱水槽が完全に止まる前に洗濯物を取り出すと、衣類が指にからまり大けが(時には指を切断)をします!!

ゆっくりした回転でも危険です。



◆問い合わせ先
防災対策課 防犯安全係
☎33-1111 (内線177)

不正軽油の撲滅にご協力ください!!

10月は不正軽油撲滅強化月間です。

重油や灯油などを混和した燃料(不正軽油)を使用することは、軽油引取税の脱税行為であるとともに「犯罪」です。県では10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。不正軽油に関する情報などがありましたら下記へご連絡ください。

◆連絡先
県北地方振興局県税部
☎024-523-0021
e-mail: kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp



児童虐待を防止しましょう ~守るのは 気づいたあなたの その勇気~

地域の方々のちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもたちを虐待から救えます。「おや?」と気になることがありましたら迷わず連絡してください。

全国共通ダイヤル 0570-064-000 (24時間、児童相談所につながります。)

◆問い合わせ先 子ども福祉課(本宮市家庭児童相談員) ☎33-1111 (内線135・136)

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

ありがとう 心静かに手を合わせる。

0120-43-1194
●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備



豊かな緑に囲まれた静かな施設のなか、
祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

ほうりん 鳳麟
二本松市上竹2-286-1 TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
二本松市針道字鍛冶屋敷15-1 大玉村大山字玉貫19-7 福島市飯坂町平野字大前田1-4 TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主の方へお願いします。

水道工事はお任せ! 本宮市水道工事指定店会

- オオナミ 株式会社 ☎33-1000
本宮市高木平戸崎6番地3
南光設工業所 ☎33-1000
本宮市西原孫市2番地25
小山設備 ☎33-1000
本宮市本宮字仲町39番地
南佐藤 商会 ☎33-5975
本宮市本宮字仲町11番地1
南須賀住機工業 ☎33-1000
本宮市本宮字小橋33番地
後タカマツ ☎33-1000
本宮市本宮字一ツ屋12番地7
南浜野和水道 ☎33-1000
本宮市本宮字東田49番地
南本宮 設備 ☎33-1000
本宮市本宮字南町14番地

水まわりのリフォームで快適な暮らしを!



お風呂・台所・トイレ・洗面台のリフォームなら当社におまかせ! 給湯機など水道設備の修理も承ります

本宮市水道工事指定店 (株) 小山設備

代表取締役 小山 宏
〒969-1124 本宮市本宮字仲町39
TEL 0243-33-3031 FAX 0243-33-3036

下水道課のお知らせ

下水道等区域の方へ 下水道に接続を!

下水道の区域内では、供用開始の日から3年以内に下水道に接続しなければなりません。まだ下水道に接続していない世帯の方は、早急に接続してください。

「融資あっせんおよび利子補給制度」について

下水道へ接続する宅内の改造工事を行う際、世帯の負担軽減のため、工事資金をあっせんし、利子を市が負担する制度です。

下水道等区域の方へ 単独浄化槽から、合併浄化槽へ転換しましょう

現在、単独処理浄化槽・汲み取り便槽を使用している方は、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽を設置されるようお願いいたします。また市では、①単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、②住宅の新築で新たに合併処理浄化槽を設置する場合、③東日本大震災により被害を受け、修復が困難な合併処理浄化槽の入れ替えを行う場合に、設置整備費用の一部を補助しています。

浄化槽維持管理費補助制度について

市では、浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費用の一部を補助しています。

◆補助対象者
次のすべてに該当する方が対象になります。

- ①下水道等(公共下水道・農業集落排水処理施設)区域外で住宅に設置されている合併処理浄化槽(10人槽以下)を使用管理している方。
②浄化槽法の規定に基づき、適正な維持管理を行っている浄化槽の管理者。
③市税および水道料金等に滞納がない方。

◆補助金額 5~10人槽まで7千円 ※1年度につき1回

◆補助金申請の時期など
浄化槽法第11条検査結果書が、お手元に届いてから申請してください。

※浄化槽を設置している方は、年3回以上の保守点検、年1回以上の清掃、年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。



◆問い合わせ先
上下水道課 下水道係
☎33-1111 (内線116)